

松本市から転出されるみなさま

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村窓口で転入届を出してください。

正当な理由なく転入届が遅れた場合は、過料に処される場合があります。

転入届に必要なもの

○転出証明書(記載内容に変更があっても提出できます) ○マイナンバーカード

○本人確認書類

○在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)



松本市マスコットキャラクター
「アルプちゃん」

※転出を取りやめた時は、必ず転出証明書または手続きをしたマイナンバーカード等を持参して「転出取り消し」をしてください。

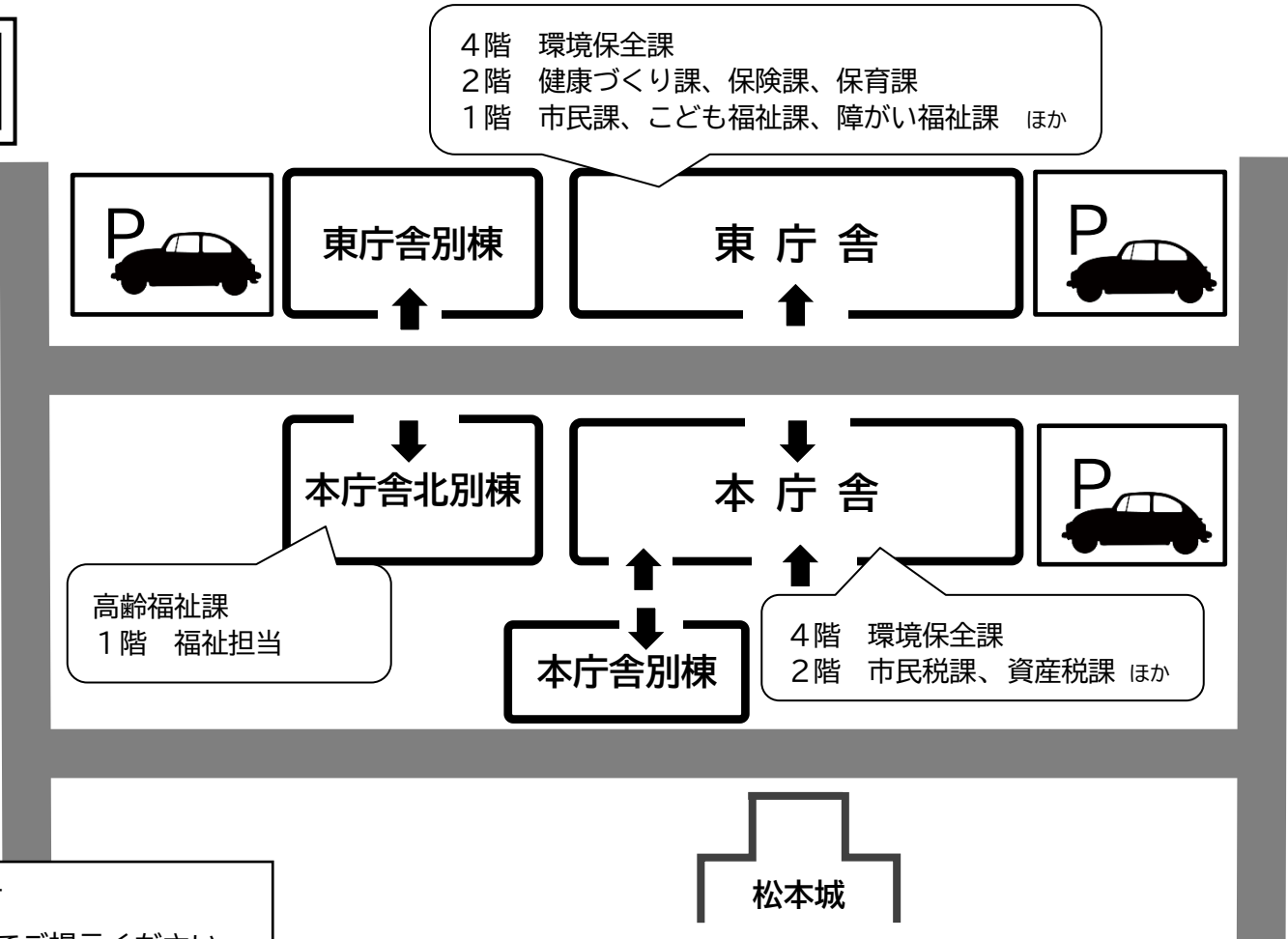
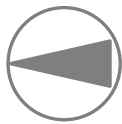
手続 種別	項目	松本市での手続き	担当課窓口	新住所地での手続き
住 所 登 録 関 係	印鑑登録	転出予定日で自動廃止 *転出届出をすると、マイナンバーカードによるコンビニ交付はできなくなります。「印鑑登録証」による窓口での交付はできます。	市民課 東庁舎1階 印鑑登録 ④番窓口 直通 33-9841	必要な方は、改めて申請してください。
	マイナンバーカード	松本市で必要な手続きはありません。 ※ただし、過去の日付で転出日の届出をすると、 <u>遡りの期間によってはカードが失効します</u> 。詳しくは転出の届出前に窓口にてお尋ねください。	マイナンバーカード ⑥番窓口 直通 31-3567	継続利用手続き
	※転出手続き後は、マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付サービスはご利用できません。 次の市町村へ転入する前は松本市の窓口をご利用ください。			
	原動機付自動車 (125cc以下)	ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類(運転免許証など)を持参し、廃車手続きをしてください。 (梓川支所、波田支所でも手続き可)	市民税課 本庁舎2階 直通 33-4218	松本市の廃車証明書を持参して新しいナンバープレートの交付手続きをしてください。
	松本市内に固定資産を有する方	各種通知送付先の指定が必要な場合があります。	資産税課 本庁舎2階 直通 34-3312	新住所地での手続きは必要ありません。
年 金 ・ 健 康 保 険	国民年金	松本市で必要な手続きはありません。	年金担当①番窓口 直通34-3218	加入者は年金手帳または基礎年金番号通知書、受給者は年金証書を持参し、確認してください。
	国民健康保険	転出(予定)日の前日をもって松本市での資格がなくなります。 *転出後に使われた場合は、保険者負担分を返還していただきます。 保険税の精算については、保険税更正通知書を送付しますのでご確認ください。 *国外転出される方は、保険課で手続きをお願いします。 転出する方が学生で世帯が別になる場合はご相談ください。	保険課 東庁舎2階 保険給付担当 直通 34-3203 保険税担当 直通 34-3215	新住所地で加入手続きをしてください。 県内の市町村へ転出する場合は、国保の取得日を申告することになっているため、国保被保険者証等のコピーを持参してください。
	後期高齢者医療保険	県外へ転出される方「負担区分証明書」交付	保険給付担当 直通 34-3216	「負担区分証明書」を持参して手続きをしてください。

手続 種別	項目		松本市での手続き	担当課窓口	新住所地での手続き
子 ど も	児童手当		児童手当消滅届 新住所地での申請に必要な書類等の説明をさせていただきます。	こども福祉課 東庁舎1階 直通 33-9855	新規申請 受給者名義の保険証・個人番号カード、個人番号が確認できるもの・預金通帳をお持ちください。
	児童扶養手当		各手当の転出届		児童扶養手当証書を持参して住所変更届をしてください。
	福祉医療費受給者証 乳幼児・児童・ひとり親家庭		転出(予定)日をもって松本市での資格がなくなります。 ご登録口座の変更・解約される場合は手続きが必要です。		新住所地の医療費助成制度については、新住所地へお問い合わせください。
	市立小中学校の 児童・生徒		在学中の学校へ転校することをお伝えください。 学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお受取りください。	学校教育課 大手事務所4階 学務担当 直通 33-9846	新住所地の教育委員会へお問合せのうえ、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を転入する学校へ提出してください。
	保育園等		各園で退園の手続きをしてください。	保育課 東庁舎2階 直通 33-9856	新住所地へお問合せください。
	幼稚園等		各園で転出の手続きをしてください。		新住所地で転入手続きしてください。
	保育料軽減・無償化		保育課へ連絡してください。		新住所地へお問合せください。
障 が い 福 祉	福祉医療費受給者証 障がいのある方	20歳未満	転出(予定)日をもって松本市での資格がなくなります。 ご登録口座の変更・解約される場合は手続きが必要です。	こども福祉課 東庁舎1階 直通 33-9855	新住所地の医療費助成制度については、新住所地へお問い合わせください。
		20歳以上		障がい福祉課 東庁舎1階 直通 34-3036	
	障がい児・障がい者 100円バス券、 身体障害者手帳、 療育手帳 他	18歳未満	・100円バス乗車パス券:返却	こども福祉課 直通 33-4767	各手帳、受給者証を持参して、住所変更等の手続きをしてください。
		18歳以上	・各手帳等、自立支援医療受給者証など :松本市で必要な手続きはありません。	障がい福祉課 直通 34-3212	
	特別児童扶養手当、 障がい児福祉手当		松本市で必要な手続きはありません。	こども福祉課 直通 33-9855	新住所地で手続きをしてください。
	小児慢性特定疾病医療 受給者証		小児慢性特定疾病医療受給者証返納届		
	特別障害者手当		松本市で必要な手続きはありません。	障がい福祉課 直通 34-3036	認定通知書を持参して、住所変更届をしてください。
妊 娠 ・ 出 産 ・ 健 診	妊婦一般・産婦健康診査、 新生児聴覚検査、 1 か月児健診		松本市で必要な手続きはありません。	健康づくり課 東庁舎2階 直通 34-3217	母子健康手帳と各種受診票等を持参して新住所地で手続きをしてください。 新住所地へお問合せください。
	予防接種		新住所地転入日から、松本市の予診票は使えません。使われた場合は、自費となります。		新住所地へお問合せください。
	各種健診		松本市で必要な手続きはありません。		



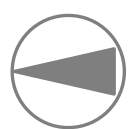
手続 種別	項目	松本市での手続き	担当課窓口	新住所地での手続き
高 齢 者	高齢者福祉100円バス	100円バス乗車パス券返却	高齢福祉課 本庁舎北別棟1階 福祉担当 直通 34-3492	
	介護保険被保険者証、 要介護認定を受けている方	松本市で必要な手続きはありません。 ※ 施設(住所地特例対象)に転出される方は松本市の資格が継続するため、新住所地での転入手続き後、新しい被保険者証をお送りします。 ※ 住所地特例対象施設に該当するかは新住所地へお問合せください。	介護給付担当 直通 34-3213	(一般のご住宅に転出される方) 新住所地で要介護認定継続の手続きをしてください。
そ の 他	松本市営霊園	新住所地での転入手続き後、環境保全課生活衛生担当にご連絡のうえ、霊園使用許可証の書替え手続きをしてください。	環境保全課 東庁舎4階 直通 34-3043	
	ペット(犬)	松本市で必要な手続きはありません。	食品・生活衛生課 松本市保健所 (島立1020) 直通 40-0706	新住所地で犬の登録変更届を提出してください。
	特定医療費(指定難病) 受給者証 ※県外転出	新住所を管轄する保健所から新しい受給者証が交付されたらご連絡ください。	保健予防課 松本市保健所 (島立1020) 直通 40-0701	新住所を管轄する申請窓口(保健所等)へお問い合わせください。
	ウイルス肝炎医療費受 給者証 ※県外転出	ウイルス肝炎医療費受給者証の返納手続きが必要です。		
	水道・下水道	引越し日が決まりましたら、事前にご連絡ください。※ご使用がなくても準備料金(基本料金)が発生しますので、必ずご連絡ください。 電子申請は 24 時間受付可能です。	水道料金センター 上下水道局 直通 48-6810 	新住所地へお問合せください。

松本市役所案内図



駐車券をお持ちの方
最後に立ち寄られる課でご提示ください。
無料処理をします。

大手事務所への行き方



東庁舎

本庁舎

日本銀行

テレビ信州

松本城

ファミリー
マート

松本
信用金庫

大手事務所

4階 学校教育課
3階 地域づくり課 ほか

支所出張所一覧

本郷支所	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号	46-1500
四賀支所	会田 1001 番地 1	64-3111
安曇支所	安曇 1061 番地 1	94-2301
奈川支所	奈川 3301 番地	79-2121
梓川支所	梓川梓 2288 番地 3	78-3000
波田支所	波田 4417 番地 1	92-3001
島内出張所	島内 4970 番地 1	47-0264
中山出張所	中山 3746 番地 1	58-5822
島立出張所	島立 3298 番地 2	47-2049
新村出張所	新村 2179 番地 7	48-0375

和田出張所	和田 2240 番地 31	48-5445
神林出張所	神林 1557 番地 1	58-2039
笹賀出張所	笹賀 2929 番地	58-2046
芳川出張所	野溝東 2 丁目 10 番 1 号	58-2034
寿出張所	寿豊丘 424 番地	58-2038
岡田出張所	岡田町 517 番地 1	46-2313
入山辺出張所	入山辺 1509 番地 1	32-1389
里山辺出張所	里山辺 2943 番地 1	32-1077
今井出張所	今井 2231 番地 1	59-2001
内田出張所	内田 2203 番地 1	58-2494



松本市役所

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

☎ 0263-34-3000 (代表)

LINE お友達登録
しませんか？

松本市の公式 LINE から手続きできるものがあります！



詳しくは松本市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>



